

○「社会医療法人の認定について（平成20年医政発第0331008号）」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 (略)</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）</p> <p>(1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）<u>第30条の35の3</u>第1項第1号関係）</p> <p>① (略)</p> <p><u>② (削除)</u></p> <p><u>②～⑨</u> (略)</p> <p>(2) 医療法人の事業について（規則<u>第30条の35の3</u>第1項第2号関係）</p> <p>(略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 その他</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 理事会は、<u>議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u></p> <p>④ <u>次に掲げる事項は、理事会において議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要と</u></p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 社会医療法人の認定要件</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 公的な運営に関する要件について（法第42条の2第1項第6号関係）</p> <p>(1) 医療法人の運営について（医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）<u>第30条の35の2</u>第1項第1号関係）</p> <p>① (略)</p> <p><u>② 社団である医療法人の理事及び監事は社員総会の決議によって、財団である医療法人の理事及び監事は評議員会の決議によって選任されること。</u></p> <p><u>③～⑩</u> (略)</p> <p>(2) 医療法人の事業について（規則<u>第30条の35の2</u>第1項第2号関係）</p> <p>(略)</p> <p>7 (略)</p> <p>8 その他</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</p> <p>④ 次に掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2以上の多数による議決を必要とし、その他の事項については理事総数の過半数で決し、</p>

し、その他の事項については議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

イ～チ (略)

⑤ (略)

⑥ (削除)

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1 社会医療法人の認定申請に関する事項

(1)、(2) (略)

(3)新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

2、3 (略)

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) (略)

(2)社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

①(略)

②法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③④ (略)

(3)社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

①(略)

可否同数のときは議長の決するところによる。

イ～チ (略)

⑤ (略)

⑥ 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

第3 社会医療法人の認定等に当たっての留意事項

1 社会医療法人の認定申請に関する事項

(1)、(2) (略)

(3)新たに社会医療法人の認定を受けようとする場合にあっては、法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

2、3 (略)

4 社会医療法人の事業報告書等の作成等

(1) (略)

(2)社会医療法人は、次に掲げる書類を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならないこと。

①(略)

②法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書

③④ (略)

(3)社会医療法人は、毎会計年度終了後3月以内に、次の書類を都道府県知事に届け出なければならないこと。

①(略)

②法第46条の8第3号の監事の監査報告書

③④ (略)

(4) (5) (略)

5 社会医療法人の認定の取消し

(1)～(3) (略)

(4) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、当該医療法人は名称の変更等について法第54条の9第3項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(5) (6) (略)

6 その他

(1) (略)

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金(第2の6(1)⑦の木)について
(略)

(3) 特定事業準備資金(第2の6(1)⑦のへ)について
(略)

(4)～(7) (略)

②法第46条の4第7項第3号の監事の監査報告書

③④ (略)

(4) (5) (略)

5 社会医療法人の認定の取消し

(1)～(3) (略)

(4) 社会医療法人の認定が取り消された場合にあつては、当該医療法人は名称の変更等について法第50条第1項の規定に基づき定款又は寄附行為の変更が必要であること。

(5) (6) (略)

6 その他

(1) (略)

(2) 財産の取得又は改良に充てるための資金(第2の6(1)⑧の木)について
(略)

(3) 特定事業準備資金(第2の6(1)⑧のへ)について
(略)

(4)～(7) (略)